

試験及び成績評価細則

香川県歯科医療専門学校

学則第 30 条・31 条・32 条・33 条の試験及び進級、卒業の評価について次のように定める。

(試験)

第 1 条 試験は筆記試験または実技試験がある。

第 2 条 試験受験資格は次のとおりとする。

- (1) 筆記試験・実技試験を受験しようとする者は、試験日までの当該科目授業時間の 4 分の 3 以上の出席を必要とし、各種提出物・所定の課程までの実習課題及び実習製作物の提出がなければならない。
- (2) 出席時間が不足しているために、試験受験資格のない者については、『補習申込書』記入の上、3,000 円（1.5 時間）を添えて申し込むことにより、補習を受けて受験資格を得ること。但し、学校保健安全法に定める感染症等による出席停止のため補習が必要となった場合は、補習料を徴収しない。その他特別な場合は、学校理事会の審議を経て決定する。

(追試験・再試験)

第 3 条 試験未受験者または不合格者には、追試験または再試験の機会を与える。

第 4 条 追試験・再試験受験資格は次のとおりとする。

- (1) 試験を病気（医師により登校不可の診断）、その他止むを得ない事由により受験できなかった者（追試験）、及び試験の受験資格のあった者で試験の成績が合格点を得られなかった者（再試験）について受験資格を認める。
- (2) 該当者は、『追・再試験受験申込書』に所定事項記入後、担当教員に確認印をもらい、当該一科目あたり手数料 2,000 円を添えて、試験日前日までに出願することにより、追試験・再試験を受けることができる。

第 5 条 追試験・再試験実施期日は学校の定めた日時に行う。

追試験・再試験は筆記試験 1 回、実技試験 2 回（追試験においては 1 回）を限度とする。

(成績評価)

第 6 条 成績評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。但し、追試験・再試験の結果、合格した場合の成績評価は 60 点とする。

第 7 条 成績評価は試験成績と平常の成績（提出物・出席状況・学習態度・その他）とを総合して行う。

第 8 条 試験・追試験・再試験を受験し、合格点に達しなかった者は、当該科目を修得しなかったものとみなす。